

立川市景観条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 4 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の公布による。

立川市景観条例の一部を改正する条例

立川市景観条例（平成23年立川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（行為の届出） 第11条 ……略…… 2 ……略…… 3 法第16条第8項第12号に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。 (1)～(5) ……略…… 4 ……略……	（行為の届出） 第11条 ……略…… 2 ……略…… 3 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。 (1)～(5) ……略…… 4 ……略……

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）附則第1条本文に規定する政令で定める日から施行する。